

はじめに

柳澤協二

ロシアのウクライナ侵攻は、世界に大きな衝撃を与えました。私が代表を務める「自衛隊を活かす会（正式名称…21世紀の憲法と防衛を考える会）」のメンバーにとつても、大きな衝撃でした。「自衛隊を活かす会」は、安倍晋三政権による集団的自衛権の一部容認を受けて、戦後日本の防衛と自衛隊の在り方についてさまざまな問題提起を行ってきました。集団的自衛権の容認と日米の作戦上の一体化が進んでいく一方、自衛隊が抱えてきたさまざまな矛盾……例えば、自衛隊が海外で武装集団と武器を持って対峙^{たいじ}するとき、自衛隊はどこまでの犠牲に耐えることができるのか、あるいは、自衛隊員が民間人を殺害した場合いかなる法的責任を問われるのか、派遣された隊員が被るであろう人格的障害への社会的対処をどうするのかなど、海外で戦う自衛隊が抱える多くの問題点を指摘してきたところです。

これらは、もともと存在していた矛盾ではありませんが、海外で戦わないことを前提とした自衛隊では、矛盾が現実化する心配はなかったのです。だが、海外で戦わせるのであれば、こう

した矛盾に真つ向から取り組まなければならぬだろう、という問題意識です。こうした問題は、憲法を変えても解決しないし、憲法を変えなければ直せないわけでもない。もつと地に足をつけた議論をせよ、という政治への注文でもありました。

ロシアのウクライナ侵攻を契機に、「防衛力の抜本的強化」とか「敵基地攻撃」「核の共有」といった勇ましい議論が幅を利かせています。しかも相手は中東の武装集団ではなく、軍事大国・中国です。だからこそ、異次元の防衛力強化をしなければ不安で仕方がないということかもしれません。「平和を欲するなら戦争に備えよ」ということです。では今日、日本の政治は、本当に戦争に備えようとしているのでしょうか。中国との戦争では、自衛隊が海外で戦うのではなく、日本国内がミサイルの飛び交う戦場になります。ミサイルは、自衛隊だけを狙ってくるわけではありません。「どこまで犠牲に耐えるのか」という問いは、自衛隊に限らず、日本国民全体の問題になってきます。

戦争への備えで一番重要なことは、国民が被害に耐え、戦う意欲を持続することです。ところが日本の防衛論議は、「相手をやっつける能力」にだけ特化しているようです。二〇二二年七月の参議院選挙の各党の公約を見ても、「中国との戦争の中で国民の命をどう守るか」に触れた政党はありません。これでは、戦争への備えにはならないと思います。もつとも、国土を

戦場にする戦争という状況下で、国民の命を守りきることは不可能です。ここでも政治は、一番大事な論点を避けているとしか言えません。

私は、日本が戦争を得意とする国ではないと思っています。狭い国土、減少する人口、エネルギーと食糧を自給できない弱さ、内向きになる政治、現状維持を欲する国民性は、いずれも、戦争に向いていないと断言できます。その国が、防衛予算を増やし、敵地に届くミサイルを持つことで強くなったという錯覚に陥るとすれば、それは愚かで危ういことです。

さて、ロシアのウクライナ侵攻が我々に与えた最大の衝撃は、世界が再び戦争の時代に入ったのではないか、ということでした。一七世紀中葉の主権国家の成立、一八世紀末の国民国家の登場以来、人類は戦争に明け暮れてきました。二〇世紀の二つの世界大戦を経て、軍隊の役割が戦うことよりも抑止（戦わないこと）に変わり、さらに、冷戦が終わって二一世紀には、破綻した国家の秩序回復に移ってきました。軍隊は派遣されましたが、対等な主権国家としての戦争ではなく、治安を維持することに重点が置かれていました。ロシアのウクライナ侵攻は、主権国家への侵略であり、相互に不可侵であるはずの主権を武力で脅かす昔ながらの戦争です。強いものが弱いものを力づくで支配する、そういう一九世紀的な世界の再来を、誰も望んでいません。それが目の前で起こったのです。

一方、人類は、国際法で戦争を制約し、外交を尊重する仕組みを模索してきました。その集大成であった国際連合が危機に瀕ひんしています。力が唯一の尺度になる世界にしないために、今、我々に何ができるのかが問われています。それが人類共通の緊急課題だと思えます。

今回は、「自衛隊を活かす会」メンバーである伊勢崎賢治、加藤朗、柳澤協二のほか、戦争の歴史に造詣が深く、我々の企画にもたびたびご参加いただいた林吉永氏（元空将補・防衛研究所戦史部長）にも加わっていただくことにしました。

本書は、四月一日に行った鼎談をもとに、六月初旬の開戦一〇〇日時点における執筆者の論稿を加える形でまとめたものです。その時期的な制約はありますが、執筆（発言）者の基本的な考え方は網羅されていると思います。今も戦局は動き、国際社会の対応も動いています。この先、戦争の結末が見え、戦後処理が動き始める中で、再び鼎談の機会があることを期待しています。

自衛隊を活かす会（正式名称「自衛隊を活かす…21世紀の憲法と防衛を考える会」）

二〇一四年六月七日に結成。現行憲法下での自衛隊のあり方を模索し、提言することを目的としている。その目的で、この八年間に二〇回以上のシンポジウムを開催し、成果はホームページ（<http://kenpon-jieitai.jp>）で公開している。代表〓柳澤協二、呼びかけ人〓伊勢崎賢治、加藤朗。事務局長〓松竹伸幸。

目次

はじめに 柳澤協二 3

第一章 ロシアのウクライナ侵攻をどう受け止めたか——冒頭発言

1 戦争をどう止めるかを考える材料に 柳澤協二 16

戦争が起きたことをどう考えるべきか

侵略をやめさせるために動機や背景を考える

国連総会の役割、経済制裁の意味

どうやって停戦するか

戦後の国際秩序をどうするか

2 ロシアの上位目標はウクライナの「内陸国化」 伊勢崎賢治 24

侵攻の前にロシアの研究者と協議した

「キーウにも迫るだろうが占領は考えていない」というロシア人研究者の見解
占領統治に莫大な兵力が必要だと誰もが分かっている

3 国際政治学はすべてご破算になった 加藤 朗

30

貧しいウクライナの戦後は悲惨である

ウクライナ戦争は一九世紀型の戦争

NPT体制と国連の機能不全

4 敵も味方も一緒になって戦後秩序をつくれるか

林吉永

37

戦争の歴史を年表にして見てみた

ウクライナの戦争と占領の歴史を見る

第二次世界大戦と重ねて見ることができる

ロシアのユーラシア主義と中国の一带一路が合体すると

第二章 新しい国際秩序は形成できるか、その条件は何か

49

1 大国に任せない国際秩序は形成されるか 52

イラク戦争その他の戦争と違いはあるか

平和を担保すべき大国が平和を脅かしているもとで
軍事力中心思考だと大国中心の秩序になってしまふ

ロシアも建前では国際法を無視できなかったことの意味

国際法もまだ完落ちはしていない

敗者が勝者の言い分を受け入れる戦後秩序とは

2 中露対西側という対決構図をつくらないために 65

国際法が無視される時代での戦争の抑止とは

ロシアが非友好国としたのが四十数か国だった意味

中国にはロシアの仲間だと思われたくない側面も

自由・民主主義対専制主義の対決構図は間違い

3 国連総会の役割を重視することが重要である 74

ロシアが非友好国に指定した国のGDP合計は世界の七割
南アフリカが国連総会の決議に棄権したことの意味

民族自決をどう考えるかは難しい問題である
国連安保理の解体的な改革が必要である

第三章

アジアへの影響と日本が果たすべき役割

91

1

台湾有事に際して日本はどうか対応すべきか

92

台湾有事をめぐるさまざまなシナリオ

有事で自衛隊が出ていく根拠はどこにあるか

ウクライナ危機と台湾有事の共通点

戦争の原因となる台湾独立問題にどうか対応するか

台湾の将来に関するさまざまな考え方

2

ウクライナであぶり出された核抑止の問題点

105

コールド・ホット・ウォーは単純な再現はない

アメリカが抑止のために本気にならない時代に

核抑止はさんざん議論されてきた問題

ソ連は核戦争を戦い抜けるドクトリンを持っていた
「核共有」論をどう見るのか

3 日本は何かができるか、何をすべきか 116

日本が緩衝国として沖縄を非武装化できるか
国家に油断があつてはいけない

相手を刺激するだけのやり方は愚策

大国の戦争に困る国々の連合は大事である

アジアでコアリションをつくる困難さ

戦争にだけはしないという議論が最も大事である

第四章 戦争を回避する日本としての国家像を考える 131

1 抑止力に代わるものはあるのか 132

抑止の問題を一つずつ詰めていった結論

専守防衛の意味が理解されていくかもしれない

NATOの加盟国なのに国軍を廃止した国もある

2 国民を戦争に動員する国家でいいのか

140

ウクライナの生きざまに共感が広がる理由

一般市民を武装させてはいけない

戦争の際に国民は何に参加するかを明確にしておくことの必要性

国防の本質は国民の命を守ることはないのに

国家総動員法は国民を戦闘員にすることにならないか

日本では国際人道法の教育が遅れている

3 「身捨つるほどの祖国はありや」

154

逃げることを「卑しい」と言った元官僚

自衛官は自分を否定する憲法のために身を捨てる

国を守るバックボーンを自衛官に与えられない現状

強制ではなく一人ひとりの自覚にできるか

日本はウクライナの復興には行くべきだけれど

第五章 開戦から一〇〇〇日を過ぎた時点で——寄稿

167

1 プーチンの戦争と戦後処理ないし秩序の回復 林吉永

168

地政学の観点から

RMA——「傭兵の戦争」の観点から

戦争責任の観点から

日本の出番はここにある

2 ウクライナ・ロシア戦争の省察 加藤朗

178

宇・露戦争の歴史的位相

宇・露戦争をめぐる対立

3 戦争犯罪を裁く法体系を日本でも 伊勢崎賢治

187

憲法記念日の投稿から

ジェノサイド条約を批准していない日本

正規軍でなくとも敵味方双方の戦争犯罪が裁かれる

日本の法体系には戦争犯罪を裁く仕組みが欠落している

戦争犯罪を裁く法を野放しにしたまま自衛隊活用を言う日本の与野党

4 ウクライナ戦争の教訓は何なのか 柳澤協二 198

長期化する戦争

三つの危機と四つの教訓

国際世論の可能性

ウクライナと台湾

戦争なら逃げてはいけないのか？

おわりに——停戦協議の行方と日本の役割 209

停戦しても戦争の火種は残るから

民族の和解は必要だが問題の性格は異なる

ロシアの悪あがきの行方はどうなるか

停戦交渉で日本は役割を果たせるか